

Provocative thought

～ PwC Australia 日本語ニュースレター ～



オーストラリア連邦政府予算案分析

1. 2016/17年度連邦政府予算案

連邦政府予算案(以下、「予算案」)発表前から議論されていた世界経済の見通しやその不安定さにも関わらず、政府は2017/18年度以降の年率3%といった健全な経済成長率や、安全圏である年率5.5%の失業率、そしてインフレ率においてはオーストラリア準備銀行のターゲット内にて管理できると言った、非常に安定した経済見込みを行っている。

今回の2016/17年度予算案では複数の大幅な税制改正が発表されたが、期待されたような包括的な改革までには至っていない。法人税減税は盛り込まれたが、より安定した税制と、成長や投資、インセンティブを妨げない幅広い構造改革が必要である。

本予算案では、多国籍企業といった大企業に対し様々な税制上の高潔性を高めることを目的とした措置が発表されている。オーストラリアは外国資本に大きく依存していることから、継続して投資を呼び込みビジネスを行う為に魅力のある場所として競争力のある税制が必要となっている。一方で、他の国々との関係構築も必要であり、透明性のある措置を公約することで、オーストラリアにおいては平等な税負担がされていないといった誤解が抱かれないように取り組む必要がある。

スーパーアニュエーション(退職年金基金)に関して大幅な税制改正が発表されており、高額所得者を対象としている。

2. 法人税

法人税率引き下げへの道のり

連邦政府は今後10年かけてすべての会社に対する法人税率を25%まで引き下げる方針を示し、経済界はこれを歓迎する意向である。現行の小規模事業者(広義には年間合計売上高2百万ドル未満の事業者)に対する法人税率は28.5%であり、それ以外のすべての会社では30%が適用されている。

以下の表のとおり、まずは今後7年間で売上高を基準とする対象範囲を拡大させながら、すべての会社に対する法人税率を30%から27.5%まで段階的に引き下げることになる。

事業年度	年間合計売上高の上限(単位:百万豪ドル)
2016/17	10百万ドル
2017/18	25百万ドル
2018/19	50百万ドル
2019/20	100百万ドル
2020/21	250百万ドル
2021/22	500百万ドル
2022/23	1,000百万ドル
2023/24	上限なし

2024/25 年度には法人税率は 27%になり、その後も毎年 1%ずつ引き下げられ、2026/27 年度には最終的に 25%の税率となる。フランキングクレジットは配当を行う会社に適用される法人税率に従って株主へ分配することができる。

この法人税率の引き下げは税務上の居住者、非居住者を問わずすべての会社に適用され、またパブリックトレーディングトラストやリミテッドパートナーシップなどのような納税義務を負うその他の事業体にも適用される予定である。

合計売上高テストにおいては関連当事者(居住者及び非居住者)からの売上も含まれることになる。また、日系企業のオーストラリア子会社は軽減税率を適用する際の適格性の判断にあたり、海外親会社の売上も考慮する必要性が生じる。

連結納税

この 3 年の間、事業体の買収又は売却等行う際、現行の法律のみならず 2013 年 5 月 14 日に発表された控除可能債務(‘deductible liabilities’)改正法案も考慮しながら、連結納税の効果を検討する必要がある。

今年度の予算案において発表された新ルールは、2013 年 5 月 14 日に遡及して適用されず、2016 年 7 月 1 日以降から適用されるため、本改正法案による影響はある程度緩和される。

新たな改正法案では、連結納税グループの親会社は、新規加入企業が有する控除可能債務に対して課税所得を計上する必要がなくなった。その代わりに、加入企業の配賦可能原価(allocable cost amount (ACA))の算定において控除可能債務は除外される。その結果として、加入企業の資産の税務簿価は小さくなり、将来減価償却費として損金算入できる金額も少なくなる。この新たなルールは過去提出された予算案と比べて、より簡素化されたものになると本年度予算案の中で公約されている。

連結グループへの加入、離脱から生じる繰延税金負債の現行の取り扱い、複雑な計算を要する上に予期していなかった結果を生じさせる可能性があった。今年度の予算案では、改正法案が国会を通過した以降に生じた取引において、加入、離脱に関する配賦可能原価(ACA)の計算から繰延税金負債が除外されることが発表されている。この変更は加入、離脱プロセスにおける複雑さを軽減させることになる。

2014/2015 年度の予算案の中に証券化資産に関連する会計上の債務に適用される改正法案が含まれていた。これは会計上の債務が存在する一方で、税務上の資産が認識されないことから、連結納税グループもしくは MEC グループ(Multiple Entry Consolidated Group)への加入、又は離脱時に予期していない結果が伴う可能性があった。当初の改正案は、2014 年 5 月 13 日オーストラリア東部標準時午後 7 時 30 分以降生じる取り決めにおいて、かつ、グループの構成企業が認可を受けた預金取扱金融機関(authorised deposit taking institution (ADI))又は金融企業であった場合にのみ適用されることになっていた。2016/2017 年度の予算案では、この証券化資産に関する法案の適用範囲を非金融機関にも拡大し、2016 年 5 月 3 日オーストラリア東部標準時午後 7 時 30 分以降生じる取り決めから適用されることになる。

上記以外で過去の予算案で発表されたいくつかの重要な連結納税に関する改正案は、現時点ではまだ施行されていない。

3. グローバルタックス

多国籍企業によるオーストラリアでの納税は継続して関心の高い問題である。今年度予算案の一部に盛り込まれた内容は、オーストラリア国内およびグローバルでも認識されている、多国籍企業による「税源浸食と利益移転(BEPS)」を対象とした近年の傾向から大きく変わりはない。日本のグローバル企業のみが対象とされている状況ではないが、オーストラリアに投資する日本企業は、これらのルールをしっかりと考慮する必要がある。

迂回利益税 (Diverted Profits Tax)

政府は、2017年7月1日以降開始する事業年度より、40%の迂回利益税(DPT)を適用すると発表した。この税制は、ATOに強力な権利を与え、多国籍企業がオーストラリアで獲得した利益に対して適切な納税が行われているかを確認し、ATOに協力的ではない納税者の取り締りを強化することを目的に、ATOにより強力な権限を与えることを意図している。DPTは、2015年4月1日から英国で適用されている、不十分な経済実態(Insufficient Economic Substance)という概念をベースにしている。尚、政府は2016年6月17日までに審議すべく、DPTに関する20ページにわたるコンサルテーションペーパーを提出している。

主な特徴

オーストラリアのDPTにおいては以下が提案されている。

- ・ 2017年7月1日以降の開始事業年度より、関連取引の発生タイミングを問わず適用とする。
- ・ グループ収益が10億ドル以上の多国籍企業のみ適用とし、オーストラリアでの収益が25百万円未満となる比較的小規模の事業活動がオーストラリアで行われている場合には対象外とされる予定。
- ・ 不十分な経済実態の関連会社間取引によって、利益に対し20%以上の税金を減額した場合には、当該関連会社間取引にて海外へ移転された利益に対し40%の罰則金が課される。
- ・ ATOに提供された情報を基に、減税を目的として行われた取引であることが合理的に判断された場合に適用される。
- ・ 関連会社間取引が人為的または不自然であると判断される場合、迂回利益を分析し対応策を構築する権限をATOへ付与する。
- ・ DPTは前払い制とし、当該迂回利益の指摘に対して正当な処理と判断された場合にのみ、当該DPTの見直しが可能となる。
- ・ DPTの適用対象外となることをATOへ証明する為のオフショア関連会社間取引について、タイムリー且つ十分な情報開示の責任を納税者に課すものとする。
- ・ 自己申告制を採用している所得税とは異なり、DPTはATOに指摘を受けた場合にのみ発生する。

DPT 対象取引

今年度予算案にて提案されたDPTルールは、英国で適用されている「不十分な経済実態」の概念を基本としており、当該DPTの対象となる可能性がある場合には、以下の2つの条件が重要となる。

- ・ 当該取引において実効税額のみスマッチが生じているか
- ・ 当該取引は、不十分な経済実態を伴っているか

Provocative thought

PwC Australia 日本語ニュースレター

実効税額のみスマッチ

実効税額のみスマッチは、オーストラリアの納税者(A社)が関係会社(B社)とクロスボーダー取引を行った結果、当該取引に起因するB社の税負担が、A社の減税額に対しその80%を下回る場合に発生する。

実効税額のみスマッチを決定する際には、オーストラリアおよび取引相手国での当該取引に関する全ての所得税が考慮される。この為、日本の実効税率が同等もしくは高いことからオーストラリアと日本の間での取引のみを考慮するのではなく、日系の多国籍企業グループによる第三国との取引が発生する場合もしくは、税優遇措置が実効税率を引き下げる場合、実効税額のみスマッチが発生する可能性がある。

例えば、A社とB社の関連会社間取引によりA社が100ドルの税控除を行う一方、B社が所在する国の法人税率が低い為、B社は60ドルしか税額が増額しない状況を想定した場合、B社の所在国における税額が80ドル以下となる為、実効税額のみスマッチが発生することになる。

不十分な経済実態

経済実態が不十分かどうかの判断は、当該取引が減税のために行われたかという点について、ATOへ提供された情報に基づき「合理的な判断」の可否で決定される。しかしながら、税金に関係しない財務上の利益が減税による利益を超える場合には、当該取引は十分な経済実態があるとみなされる。

DPTの算出方法

関連会社間取引により実効税額のみスマッチが発生し不十分な経済実態が見受けられる場合、ATOはDPTの査定において、当該迂回利益の総額に40%のDPTレートを乗じて算出する。

控除額が独立企業間価格の金額を超える場合、迂回利益は控除額の30%となる。その他の場合、迂回利益金額は、ATOが合理的に算出した金額を基準とする。

DPTを計算する際、オーストラリア国内外で支払った金額は税額控除される、利息が加算される。

プロセス

DPTは所得税と異なり自己申告制ではなく、ATOの査定により課される税金である。(遡及期間は7年)

DPTの査定に関しては、ATOや納税者側でのプロセスにおけるタイミングについて複雑なルールが提案されているが、税務長官が利用可能な情報に基づき査定を行い、同査定期間の限られた時間内において納税者に対応を要請できるように設計されている。

納税者は、ATOによるレビュー期間完了から30日以内に控訴することが可能。

一方で、ATOレビュープロセス期間においては、納税者はATOの見解に沿った移転価格の結果を反映させる形での修正申告を行うことができる。当該調整額はDPT率の40%ではなく、30%にて課税される。(罰則金が課される可能性がある)

それ以外のコメント

残念なことに、連邦政府はBEPS提言と整合しない新たな税制を導入し、経済協力開発機構(OECD)やG20のBEPS行動計画から逸脱してしまっている。提案されたDPTの中身は移転価格の調整であり、ATOは関連当事者間取引を利用して適切な課税所得の報告を行っていないオーストラリア納税者を念頭に置いている。DPTは、既存の移転価格および一般租税回避防止ルールで許可されていない状況の中で、アレンジメントを再構築することを税務長官に許可しようと模索しており、そしてBEPS行動計画8, 9, 10に関連する推奨の範囲を超えている。

この税制に関しては、まだ多くの部分が明確になっていない。例えば、コンサルテーションペーパーではDPTとオーストラリアの租税条約義務をどのように調整するかに関し、DPTの支払義務及び支払金額が外国管轄の税務当局への納税によって免除されないだろうと言うこと以外、まったく記述がされていない。これはオーストラリアの既存の移転価格

Provocative thought

PwC Australia 日本語ニュースレター

税制に基づくペナルティと同様の扱いである。加えて、DPT が既存の事前確認による合意(Advanced Pricing Agreements)にどのような影響を与えるのか理解することが重要になるであろう。

アンチハイブリッド法の実現

予想されたとおり、オーストラリア政府はアンチハイブリッドルールを適用することを発表した。同ルールは 2018 年 1 月 1 日以後または関連法律が制定された 6 ヶ月後の支払から適用される。

同アンチハイブリッドルール固有の複雑性、必要となる法律改正を考慮すると即時適用でないのはいいニュースである。適用が将来になったことにより:

- ・ 納税者は既存のアレンジメントを評価したり、再構築する時間を得る
- ・ 適用前に関連する法規制が整備・施行されることにより、状況がより明確になる
- ・ オーストラリアでアンチハイブリッドルールを法律化することで想定される実務上と相互作用上(例えば、過少資本税制、利子源泉徴収税、移転価格、定義、各税制の適用順位、連結納税など)の課題に対処するための十分な機会を財務省や利害関係者に提供する。

納税者はこの法案で影響を受ける既存のハイブリッドアレンジメントを自由にリストラクチャーできるようになると期待している。多くの納税者が今後アレンジメントを見直す必要があるために重要なことだと考えている。

オーストラリア版アンチハイブリッドルールは OECD の推奨に下記を含めいくつかのマイナーな修正を含めている。

- ・ 推奨 1(金融商品ルール)は、ハイブリッドミスマッチが単に時期ずれにすぎないである場合、3 年以内の金融商品には適用されない。
- ・ インテグリティ問題が将来に発生する場合を除き、任意推奨 2.2(ハイブリッド移転のもとで外国税額控除を制限)は直ちに実行されない。
- ・ インテグリティ問題が将来に発生される場合を除き、任意推奨 5(逆ハイブリッドの税務上の取扱いに対して具体的な推奨を含む(例えば逆ハイブリッドの元での利益配当の根拠を確認する CFC ルールの変更、非居住投資家に関する税務上の不透明性及び申告や報告義務の導入))は直ちに実行されない。

アレンジメントがアンチハイブリッドルールの影響を受けるかどうかの分析は、詳細に外国の税制を理解する必要があるために複雑である。しかしながら、アンチハイブリッドルールは“インポートミスマッチルール”の導入より更に複雑性が増すことになる。この規範ルールは、アンチハイブリッドルールを導入していない管轄で生じるハイブリッドミスマッチの利点を間接的にシフトするのを防ぐように設計されている。

インポートミスマッチルールは融資と非融資の両方の支払いに対して適用される為、幅広い影響を及ぼす(例: 利息、ロイヤリティ、賃借料やサービスへの支払を含む広範囲の支払が税務控除されない可能性がある)。グループ内のサプライチェーンおよび非金融取引によって資金調達されるハイブリッドアレンジメントは、インポートミスマッチルールによって影響を受ける可能性がある。

インポートミスマッチルールに関連して避けることができない実務上困難な問題が多くある。特に、

- ・ グローバルグループ内の事業体(複数あるいは無制限ある可能性有り)における資金の流れを把握すること、及びこのルールを実行している管轄全域で控除否認を分配する必要がある。
- ・ 納税者のオーストラリアのオペレーションに直接関係のない支払いのオーストラリア国外での税務取扱いを理解する必要性、及びオーストラリアにおける税務取り扱いに影響を与える外国の法域における法改正を把握しておく必要がある。

Provocative thought

PwC Australia 日本語ニュースレター

税務当局 (ATO を含む) は何層にもなる事業体の個々の税務上の取扱いを完全に理解することが必要である (オーストラリアの収益の観点から影響がない場合でも)。

オーストラリア政府は、政策目標を逸脱して不用意にその範囲を拡張することなく、意図するアレンジメントをターゲットとする法律を草案するのはとても難しい。

最後に、当レポートで税制委員会によって指摘されている複雑性とルール間の相互作用を考慮し、政府は規制上の自己資本に関連して生じる税務上の損金算入/適格可能性 (frankable) ハイブリッドミスマッチに対処する最善の方法を検討するために、見直しに着手するよう税制委員会に求めている (Term of reference を参照)。税制委員会は、利害関係者と協議を行い、2016 年 7 月までに政府に報告するよう求められる。この日程はアンチハイブリッドルールの適用開始日に沿っている。

過少資本税制の制限の変更

事前の憶測に関わらず、過少資本税制の変更は今回の予算案で発表されなかった。

新しい OECD 移転価格ガイダンスの採用

連邦政府は 2015 年 OECD が公表した改定移転価格ガイダンスの採用を提案している。これによりオーストラリア納税者はオーストラリアの移転価格ルールに準拠するかどうか検証する際、新 OECD 移転価格ガイダンスの内容を考慮する必要がある。

2015 年に OECD が公表した変更は法形式よりも、経済実態により焦点を当てている。2015 年ガイダンスにある具体的な変更点は次のとおりである。

- ・ 関連当事者間のリスク配分を分析するためのフレームワーク
- ・ 取引の再構築または否認が適切であるかに関するガイダンス
- ・ 無形資産に関する移転価格上の考慮事項に関する詳細な新たなガイダンス
- ・ コスト拠出アレンジメントに関する改訂ガイダンス (費用分担の取り決めとして知られている)
- ・ 低付加価値の関係会社間サービスに対する移転価格ガイダンス (例えば、日常的な管理サービス)

新しいガイダンスがオーストラリアの法律に組み込まれると、移転価格ペナルティを課せられないよう納税者は移転価格文書が文書化基準を満たすようガイダンスをきちんとカバーしているかどうか確認する必要が出てくる。

4. 税の透明性

過度のタックスアレンジメントの情報開示の義務化

政府は経済協力開発機構 (OECD) による情報開示の義務化の提言に関して、ディスカッション・ペーパーを発行した。それによると、税務アドバイザーまたは納税者は過度のタックスアレンジメントについて早期の情報開示 (通常は所得税申告書の提出前) を義務づけられ、税務当局が、所得税システムの規範を損なうおそれのあるアレンジメントの情報を、タイムリーに得ることが可能になるとされている。

自主的な税務情報開示の規則

2016 年 2 月に、税制委員会は、自主的な税務情報開示の規則 (Voluntary Tax Transparency Code, "TTC") に関する報告書を政府に提出した。2015/16 年度予算案において、政府は TTC を税務上のコンプライアンスをより強力に推進するための重要な要素と位置付けており、すべての企業が 2016 事業年度以降 TTC を採用することを奨励している。委員会が作成した TTC の素案は、企業が自主的に税務情報を開示するための原則と「最低限の基準」から成るもの

Provocative thought

PwC Australia 日本語ニュースレター

である。委員会は、コーポレート・ガバナンスの慣行の変化、法的小よび商業環境の変化、並びにグローバルな税の透明性の発展などに応じて、TTC が進化していくことを期待している。

TTC はパート A とパート B の 2 部構成となり、大規模企業(「TTC 上のオーストラリアにおける売上高」が 5 億ドル以上のビジネス)には両方の採用を推奨するとしながら、中規模企業(TTC 上のオーストラリアにおける売上高が 1 億ドル以上 5 億ドル未満のビジネス)にはパート A のみを採用することを推奨している。

パート A では、最低限下記の情報を開示するよう企業に求めている。

- 会計上の利益と税金費用の調整、及び納付済法人税または未払法人税との調整
- 重要な一時差異および永久差異
- オーストラリア及び全世界の活動に関する実効税率(オーストラリア会計基準審議会(AASB)のガイダンスに基づくもの)

パート B では、最低限下記の情報を開示するよう企業に求めている。

- 税務戦略とガバナンスへのアプローチ
- 納付済法人税の税貢献概要
- 国際的な関連当事者との取引に関する情報

一部の大企業はすでに公にこの種の情報を報告している(例えば、採掘産業透明性イニシアティブ報告書または欧州連合税指令報告書)。しかし、その他の企業では税務情報の一般への公開内容及びコンプライアンスコストが大幅に増加することになる。報告書で述べられた通り、TTC は自主的情報開示の最低限の基準であり、追加的な情報の開示を選択する企業が現れることも期待されている。

報告書では、誤った TTC 情報の開示に関する監視ルールや罰則を追加することは推奨していない。しかし、委員会がこの結論に至ったのは、オーストラリアの会社法の制裁措置のように、誤った情報の開示に関する既存の法的規制があることを考慮したためである。TTC において、企業は TTC レポートを一般に公開し(例えば会社のウェブサイト上での公開などにより)、またそのリンクを ATO に提供することにより、一般公開された TTC レポートを ATO ウェブサイト上で閲覧することも可能になる。オーストラリア会計基準審議会(AASB)に期待される役割としては、企業が TTC で必要とされる基準を満たすためのガイダンス資料を作成すること、一貫性を確保するため「実効税率」の用語定義を確立すること、評価替・減損・為替換算等についての議論を喚起すること、などがあげられる。

委員会は報告書の結びとして「TTC は他国の税の透明性に関する措置に比べ、より高度でより包括的なものである。しかし、TTC はその柔軟性により企業や団体からの強い支持を受けており、幅広く採用されることが予想される」と述べている。

租税回避行動の内部告発者の保護

政府は、租税回避行動及びその他の税務問題に関する情報を ATO に開示した個人をより適切に保護するため、新しい措置を導入する。この新しい措置は 2018 年 7 月 1 日から実施され、ATO に情報を開示した個人(従業員・元従業員・アドバイザーを含む)は法律に基づきより適切に保護される。

情報開示の要件を満たさない場合の罰則を大幅に強化

ATO に対する情報開示を行わなかった場合に適用される最大の罰則規定について、大幅な強化が提案された。この罰則は「重要なグローバル企業」(全世界の売上高が 10 億ドル以上)に適用される。新しい規定では、情報開示の義務を満たさない場合の最大の罰金は 450,000 ドルとなる(現行の最大の罰金は 4,500 ドル)。例として、2015 年に制定された法律に基づく国別報告に関する報告要件を満たさない企業に対しても、この罰則が適用される。

また、ATO に必要な報告書を提出しなかった場合の罰金も倍増されるため、不注意な税務処理等を行う多国籍企業に課せられる罰金が増えることになる。

Provocative thought

PwC Australia 日本語ニュースレター

5. 個人所得税

個人所得税率

予算案において、現在問題となっているブラケットクリープ(名目所得の増加により高い税率が課されること)に対応するため、2番目に高い限界税率である37%の課税所得レンジの下限を現行の80,000ドル超から87,000ドル超に引き上げることが提案された。政府の試算によると、この措置により約50万人の納税者が2019/20年度までこの課税所得レンジに入ることを避けられるとしている。

提案された2016/17年度の税率は、下記の通りである。

課税所得レンジ(単位:豪ドル)	2016/2017 税率 (居住者)	2016/2017 税率 (非居住者)
18,200ドル以下	0.0%	32.5%
18,200ドル超 37,000ドル以下	19.0%	32.5%
37,000ドル超 87,000ドル以下	32.5%	32.5%
87,000ドル超 180,000ドル以下	37.0%	37.0%
180,000ドル超	45.0%	45.0%

時限的財政再建税(Temporary Budget Repair Levy)の延長に関する提案はなく、現行通り2017年6月30日まで適用され、それ以降は廃止される見込みである。(時限的財政再建税は、180,000ドルを超える個人課税所得部分に対し2%の税率で課される)。

また、業務関連費用の控除に関する法案に関しても変更は提案されていない。

本年度(2015/16年度)と2016年7月1日から始まる年度(2016/17年度)を比較した、居住者の課税所得レンジ別の所得税及び時限的財政再建税は下記の通り。(メディケア税、メディケア税追加賦課金、低所得税額控除、その他税額控除は除く)。

課税所得 (単位:豪ドル)	2015/16年度 所得税 (単位:豪ドル)	2016/17年度 所得税 (単位:豪ドル)	時限的財政再建税 (単位:豪ドル) 両年度同じ	2015/16年度合計 (単位:豪ドル)	2016/17年度 合計 (単位:豪ドル)
37,000ドル	3,572ドル	3,572ドル	0ドル	3,572ドル	3,572ドル
75,000ドル	15,922ドル	15,922ドル	0ドル	15,922ドル	15,922ドル
100,000ドル	24,947ドル	24,632ドル	0ドル	24,947ドル	24,632ドル
150,000ドル	43,447ドル	43,132ドル	0ドル	43,447ドル	43,132ドル
180,000ドル	54,547ドル	54,232ドル	0ドル	54,547ドル	54,232ドル
200,000ドル	63,547ドル	63,232ドル	400ドル	63,947ドル	63,632ドル
300,000ドル	108,547ドル	108,232ドル	2,400ドル	110,947ドル	110,632ドル
400,000ドル	153,547ドル	153,232ドル	4,400ドル	157,947ドル	157,632ドル

メディケア

メディケア税は前年度からの変更は無く、現行レートである課税対象所得額の2%が引き続き適用される。

一方、2016/17年度において、メディケア税が非課税となる低所得者所得基準が引き上げられた。背景には、消費者物価指数(CPI)の増加を相殺し、低所得納税者がメディケア税を免除されることを可能にする目的がある。

Provocative thought

PwC Australia 日本語ニュースレター

新所得基準は、下記の通りである：

- 未婚者の場合、21,335ドル(前年度 20,896ドル)
- 既婚者の場合、36,001ドル(前年度 35,261ドル)、扶養されている子供や学生についても、一人につき 3,306ドルの追加(前年度 3,238ドル)
- 未婚高齢者、及び年金受給者の場合、33,738ドル(前年度 33,044ドル)、高齢者及び年金受給者の夫婦の場合、合計で 46,966(前年度 46,000ドル)

私的健康保険料及びメディケア税追加賦課金(サーチャージ)の取扱い

私的健康保険料割戻率は毎年 4 月 1 日に変更される。尚、メディケア税追加賦課金の所得基準の凍結は 2021 年 6 月 30 日までの延長が提案された。

従って、2016年4月1日から2017年3月31日における私的健康保険料割戻率及び、適格な私的健康保険に加入していない個人に対するメディケア税追加賦課金については、下記の通りである。

	全額受給対象	区分 1	区分 2	区分 3	
課税所得 (単位:豪ドル)	未婚者	90,000ドル以下	90,000ドル超 105,000ドル以下	105,000ドル超 140,000ドル以下	140,000ドル超
	既婚者	180,000ドル以下	180,000ドル超 210,000ドル以下	210,000ドル超 280,000ドル以下	280,000ドル超
割戻し率	65歳未満	26.791%	17.861%	8.930%	0.00%
	65歳以上 69歳以下	31.256%	22.326%	13.395%	0.00%
	70歳以上	35.722%	26.791%	17.861%	0.00%
メディケア税 追加賦課金 (サーチャージ)	全年齢対象	0.00%	1.00%	1.25%	1.50%

その他

当初の予想通り、政府は賃貸用不動産の投資に関する「ネガティブギアリング」の廃止あるいは制限についての変更を発表しなかった。

また、2015/16 年度予算案で発表された、所謂「バックパッカー税」に関する発表も行われなかった。当初の発表では、オーストラリアにワーキングホリデーとして来た人を滞在期間に係わらず税務上の非居住者とみなす規定を 2016 年 7 月 1 日より適用する予定であったが、現在更なる検討の対象となっている。

6. スーパーアニュエーション(退職年金基金)

退職年金基金は、今年度予算案において強く焦点が当てられた分野であり、多くの変更が発表された。これらの変更には、低所得者へインセンティブや機会を提供し退職年金貯蓄を強化するといった案が含まれる一方で、退職年金貯蓄へ影響を及ぼしうる内容が含まれている。下記の案は、政府の退職年金基金改革案の一環として退職年金基金システムの持続性、柔軟性及び一貫性の向上を目的として発表された。

税制優遇措置適用可能な拠出限度額の引き下げ

2017年7月1日より、税制優遇措置適用可能な拠出限度額、即ち、税引前所得からの拠出額を、年間25,000ドルに引き下げる(現在は、50歳未満の場合、30,000ドル、50歳以上の場合、35,000ドルに設定されている)ことにより、退職貯蓄を制限するとしている。

しかし、過年度に税制優遇措置適用可能な拠出限度額を超えていない場合には、追加拠出の機会が与えられる。2017年7月1日に施行予定の本改正案は、退職年金基金への累積拠出額が500,000ドル未満の個人にのみ適用され、適用の場合には税制優遇措置適用可能な拠出限度額まで未利用拠出額の繰越が可能となる。これにより、断続的労働形態の個人(女性や介護人等)が通常労働形態の個人と同等に退職年金基金への累積拠出額を積み立てられるようになることが狙いとされる。

控除可能な自主的拠出に関する10%ルールの廃止

2017年7月1日より、75歳まで自主的拠出による所得控除が可能となる。これにより、雇用主とサラリー・サクリファイズ(税引き前給与からの拠出)の取り決めを行う必要がなくなり、新たな税制優遇措置適用可能な拠出限度額までの控除が可能となる。

Div293 税基準の引き下げ

2017年7月1日より、政府は、高所得者の税制優遇適用可能な年金基金拠出額において15%が追加的に課税(一般的に"Divison 293 Tax"と呼ばれる)される基準を、300,000ドルから250,000ドルに引き下げる。

任意(税引後)拠出額

任意拠出額において、生涯限度額が設けられることとなった。新たに設けられた500,000ドルの生涯限度額については直ちに実施され、2007年7月1日以降に拠出された全ての任意拠出額に適用される。しかし、2016年5月3日午後7時半(当予算案発表日)より前に行われた任意拠出は、限度額を超えることはできない。当生涯上限額は、現在の任意拠出額年間上限の180,000ドル(税制優遇措置適用可能な拠出限度額の6倍)、及び540,000ドルまで任意拠出が行える3年分一括拠出に取って代わるものである。

拠出対象年齢制限の引き上げ

2017年7月1日より、拠出を行うためのワークテストの年齢が65歳から74歳に引き上げられる。これにより、労働形態に関わらず、退職貯蓄を長期的に行う事が出来るようになる。

7. 私有事業

本年度予算案の恩恵を最も享受するのが合計売上高 10 百万ドル未満の小規模事業であることは明らかである。しかしながら、売上高 10 百万ドルの要件は一般的に当事会社と(オーストラリア及び海外両方の)関係会社の売上高合計に基づき判定するため、多くの日系企業のオーストラリア子会社に対しては適用されないものと考えられる。

主な変更内容は以下のとおり:

- 上述した小規模事業に対する法人税率の段階的な軽減。
- 非法人小規模事業に対する税率軽減の拡大。
- 私有企業みなし配当ルール(Division 7A of the Income tax Assessment Act 1936)の運用及び事務管理を改善するための修正。
- 小規模事業に該当する事業売上上限額の増加 及び拡大された特例。
- 現行の資産即時償却法を含む簡素化された減価償却計算ルールの利用拡大。
- 簡素化された在庫計算方法。在庫の価値変動が 5,000 ドル未満の場合、年度末の棚卸を省略する方法を選択することが可能。
- 税務当局(ATO)の計算に基づいて予定納税額(PAYG instalments)を支払う簡素化された支払方法。過大又は過少見積によりペナルティーが生じるリスクを防ぐことが可能。
- 現金主義で GST を計上し ATO が計算した予定納税額(GST instalments)を支払う処理方法の選択が可能となる。
- FBT 免除ルール(FBT 申告年度に従い 2017 年 4 月 1 日以降適用)など現在小規模事業に適用可能なその他の特例
- GST のコンプライアンス費用を削減する簡易版 Business Activity Statements (BAS)の試験導入(2017 年 7 月 1 日以降の公表)

8. 金融アレンジメントに関する課税制度(TOFA)

政府は、金融アレンジメントに関する課税制度 (TOFA)を大幅に改定し、TOFA の枠組みを再構築することによって、対象範囲を縮小、コンプライアンス費用を削減し、確実性を向上させると発表した。新しい簡素化されたルールは 2018 年 1 月 1 日以後開始する所得年度から適用となり、税制委員会 (The Board of Taxation) と財務省が TOFA の枠組みの完全見直しに費やした二年間の成果を示すものとしている。

改正案は4つの重要な要素を含んでいる:

- 会計とのつながりの密接化、すなわち TOFA ルールでの税務・会計の既存の関連性の強化及び簡素化
- 発生主義・実現主義のルールの簡素化、TOFA ルールの対象となる納税者の大幅な減少、TOFA の下で必要とされる利益・損失の見積・繰延処理の削減、必要な計算の簡素化
- 新しい税務上のヘッジ制度におけるアクセスの簡易化、更に多様な種類のリスク管理アレンジメント (資産ポートフォリオのリスク管理を含む)の網羅、財務会計への直接的な繋がり排除
- 外国為替での利益・損失に対する課税制度の簡素化し、現在の課税状況を維持しつつ制度を効率化

政府は、この改正の一環として、以前発表されたが未だ法制化されていない以下のような多くの改正案を反映したポリシーを組み込むことも示唆した:

- 金融アレンジメントに関する課税制度 - 2011/2012 年度予算案で初めて発表された、税務上のヘッジ規定の修正
- 機能通貨ルール- 2011/2012 年度予算案で初めて発表された、機能通貨を使用可能な企業の範囲の拡大

Provocative thought

PwC Australia 日本語ニュースレター

- 外国為替規制に関連する金融アレンジメントに関する課税制度 – 2004/2005 年度の間接経済・財政見通し (Mid-Year Economic and Fiscal Outlook) で始めて発表された、テクニカル・コンプライアンス費用の削減に関連した修正

開始日はほぼ2年後となるが、前回の TOFA は作成に20年近く要したことを考慮すると、政府は果たしてこのような極めて短いタイムフレームで対応できるのか見届ける必要がある。このような税制の変更にはいつも細部に落とし穴が存在しており、これから展開されていく2年間を注視していく必要がある。

資産取得のための資金調達における障害の除去

政府はまた、繰延払や割賦購入等に伴う資産に関する金融アレンジメント、すなわち資産取得のため資金調達する際の主要な障害を取り除くと発表した。これらの修正は、資産取得のための資金調達の利用を、有利子の貸付又は投資に基づく金融アレンジメントと同じ方法で扱われるように修正し、オーストラリアの多様な資本の利用を促進するものである。この改正案は 2018 年 7 月 1 日から適用となる。

9. アセット・アンド・ウェルス マネジメント

新“集団投資ビークル”の導入

アジア地域ファンドパスポート(The Passport)開始へ向け、政府は二つの新たな集団的投資ビークル(CIV) – コーポレート CIV とリミテッド・パートナーシップ CIV – の導入を決めた。双方とも、税務上はパススルー媒体である。コーポレート CIV は 2017 年 7 月 1 日以降の年度に向けて導入され、リミテッド・パートナーシップ CIV がその一年後に続く予定である。新 CIV は、マネージド投資信託と似たような適格性基準(広く保持されていることや主にパッシブ運用に従事していること)を満たす必要がある。

マネージド投資信託は、現在、オーストラリアで最も一般的な CIV の種類であるが、多くの外国人投資家には認識されておらず、そのことがオーストラリアへの投資の妨げとなっている。この度の新たな投資ビークルの導入は、オーストラリアのファンド・マネージメント産業の国際競争力の向上し、また、政府がこれらの措置を 2017 年の The Passport の開始に合わせて速やかに実施することを約束した意味で、喜ばしいことである。

The Passport は、対象とする集団投資スキームを国境を越えて手助けする国際的イニシアチブであり、投資家保護も参加地域で保証されている。2013年9月にオーストラリアにより署名された主旨書によると、The Passport の目的は「その地域、またファンド・マネージメント産業内における金融市場の成長と競争力の手助けをすると同時に、共通フレームワークを作る事により、多様な経済圏において集団投資スキームを提供する機会を模索するオペレーターが直面している規則の矛盾や重複といった問題を低減させる効果がある」とされている。アジア地域はファンド・マネージメントにとっては成長分野であり、2015年6月時点におけるその資産総額は、分かっているだけで 4.5 兆米ドルである。新たな集団的投資ビークル及び The Passport、新制度“特定マネージド投資信託制度 (AMIT) (今週にも議会により制定される見込み)により、オーストラリアの資金は、広いアジア地域全体への足掛かりを得られることとなるであろう。

国際的に合意されたThe Passportのルール及びThe Passportの協力構造を提示したThe Passport協力の覚書は、先週、財務補佐大臣及び小規模事業担当大臣により署名が行われ、2016年6月30日に成立することとなる。その日より、参加経済各国は、The Passportを支持する国内整備実施の為に、最大18ヶ月が与えられる。The Passportに準拠したスキームの第一弾は、2017年に提供されると見られている。The Passportに関する更なる情報については、PwC「Asian Passports, the coming of age」をご覧ください。

10.間接税

GST(物品及びサービス税)

消費者により輸入された低額消費財に対する GST の課税

全州一致で合意が得られることを前提として、2017年7月1日以降に消費者によりオーストラリアに輸入される低額消費財に対して GST を適用する改正案が政府から発表された。

当該改正案は、前年度予算案で発表された、非居住者がオーストラリアの消費者に対してデジタル製品やサービスを提供した際に当該非居住者に対して GST が適用されるといった法案に似たもので、オーストラリア国内での売上が年間 75,000ドル以上ある海外の供給者は、オーストラリアの消費者に低額消費財の販売をする場合、GST の登録、回収及び支払い義務が発生するとされている。

これらの課税案に関しては、当初の想定通りに運営が行われていることを確認し、また国際状況の変化を勘案するため、2年以内に見直しが行われる予定である。

小規模事業者に対する GST 優遇措置の拡大

政府は、小規模事業者の年間売上額区分の上限を現行の 2 百万ドルから 1 千万ドルに引き上げることを発表した。この変更により、年間売上額が 1 千万ドル以下の小規模事業者は、GST の納税を現金主義ベース(発生主義ベースに代わり)で行う選択肢ができ、また GST の納税を分割払い(GST法上の規定により)にすることもできる。

当該改正案は、小規模事業者の税負担軽減を目的としている。

Wine Equalization Tax(WET)の規範強化に向けた改正案

財務省が 2015 年度のディスカッション・ペーパーにおいて指摘したWETの不正問題に対応することを目的として、WETの払戻限度額の引き下げと、適格基準の厳格化が提案された。

払戻限度額は現行の 500,000ドルから段階的に引き下げられ、2017年7月1日には 350,000ドル、2018年7月1日には 290,000ドルになる。また、厳格化された適格基準は 2019年7月1日から適用される。現時点では、適格基準に関する具体的な詳細は明らかにされていないが、2015年のディスカッション・ペーパーに基づけば、以下の内容を含む改正案になると思われる。

- 「ワイン製造者」の定義の厳格化
- バルクワイン、パッケージの無いワイン、ブランド名の無いワインを排除するための適格基準の制限
- WET の払戻を受けるためにWETの支払実績を提示するよう義務付け

本改正案はWETの払戻の管理に関し現在認識されている抜け道を塞ぎ、予算案の最終的な収益に対する影響を軽減するであろうと結論づけられる。

関税

オーストラリア認定貿易業者(Australian Trusted Trader, 以下オーストラリアン・トラスト・トレーダー)

オーストラリア政府が貿易促進の一環として促進している試験的プログラムであるオーストラリアン・トラスト・トレーダーは、継続してオーストラリア政府から全額資金援助を受けている。当該資金援助はオーストラリアン・トラスト・トレーダーを継続的に運営するために必要な人材・プロセスの確保、及びシステムの向上を促進するための 630 万ドルの資本支出を含む。予算案の発表前に、移民・国境警備局大臣は、政府のオーストラリアン・トラスト・トレーダーに対するコミットメントを確約し、またオーストラリアのG20の成長戦略達成に向けて本プログラムが果たす役割について説明した。

本発表は、政府により分配された初期投資の規模と相俟って、オーストラリア国境警備隊(Australian Border Force, "ABF")は ATT 参加者へ真の利益を提供する為のリソースを十分確保できるということを保証する形となった。また、

Provocative thought

PwC Australia 日本語ニュースレター

ABF が産業と連携する機能への疑いを抑え、オーストラリアン・トラスト・トレーダーのもと貿易業者がそれぞれにふさわしい恩恵を享受できるようになることが予想される。

将来的に受けられる恩恵の例として、定期的で効率的なレポーティング、関税優遇制度、オーストラリア及び海外における効率的な通関などがあげられる。これらの恩恵は、国際的なサプライチェーンのコンプライアンスコストを削減し、通関時の確実性を高められると予想されている。

タバコ製品の物品税値上げ

今回の 2016/17 年度予算において直前まで明らかにされなかったが、タバコ物品税の値上げについて、ここ数週の間と野党の支持が取り付けられていた。将来の見積もりで 47 億ドルの税収を予測しており、政府は 2017 年 9 月 1 日から 2020 年までの間に、タバコ物品税及び関税を年あたり 12.5% ずつ引き上げていく予定である。

これら改正案は、既存の 12.5% の増加(過去 4 年間)の上さらに課されるもので、今後毎年 9 月に発効される予定である。この変更により、オーストラリアにおけるタバコ物品税はタバコ 1 本の値段の 69% 近く(現行価格をベースに計算)になる。

上記変更に加えて、政府はこれらの新しい厳格措置を導入するため、通関法(Customs Act 1901)、及び物品税法(Excise Act 1901)にも変更を加える予定である。内容として、違法なタバコに対する法律施行の選択肢を増やすことなどがある。それら措置を強化し、違法なタバコの流通に対抗するための追加的な金銭援助として、移民・国境警備局の「タバコストライクチーム(Tobacco Strike Team)」への援助に向こう 2 年間で 770 万ドルが支給される予定である。

間接税に関するその他重要事項

- 政府は環太平洋戦略的経済連携自由貿易協定(TPP)への署名と導入を公約した。これにより、関連する関税収入が 1.95 億ドル減少する見込みである。TPP 導入後の収入減少が比較的少額なのは、TPP 参加各国との既存のその他自由貿易協定によるものである。
- 世界貿易機構情報技術契約に従い、政府は 2017 年 1 月 1 日より情報技術製品に対する関税率を引き下げる予定である。この引き下げは相互のもので、消費者とビジネスの情報技術製品に関するコストを削減することとなる。
- アルコール蒸留業者と低アルコール発酵飲料(low strength fermented beverages)の製造者を対象とした限定的な物品税の払戻し政策が 2017 年 7 月 1 日より導入される予定である。この措置により向こう数年間に発生するコストは 900 万ドルの見込みである。

11. その他の税制改正案

租税回避特別委員会(Tax Avoidance Taskforce)の設置

政府は ATO 内の 1,300 業務、新しい 390 名の専門職員からなる租税回避特別委員会設置のため、向こう 4 年間で 678.9 百万ドルの資金を ATO に提供する。これにより ATO は多国籍企業、大規模な公開/私有企業グループ及び富裕層を対象にしたより強化されたコンプライアンス活動を実施することが可能になる。

財務長官によると、当該対策案により多国籍企業と富裕層を対象としたコンプライアンスプログラムのため ATO に対する資金が 55% 増加し、ATO が多国籍企業の対処に投入するリソースが 43% 増加する。政府は ATO と証券投資委員会(ASIC)との間の情報共有を強化し、ATO が必要な情報を入手可能な状態となることを保証する。租税回避特別委員会はオーストラリア税務当局長官により直接指揮され、長官は社会への透明性を保つため政府に定期的な進捗報告を行い、初回の報告書は年度末までに提出が予定されている。

財務長官の報道声明では、予定される全ての支払に関する取り決めが公正で適切であることをレビューする役割として著名な元裁判官によるパネルの形成など、特別委員会をサポートするため外部専門家が任命される予定となっている。さらに財務長官は、特別委員会は ACC(オーストラリア犯罪委員会)、AFP(オーストラリア連邦警察)及び

Provocative thought

PwC Australia 日本語ニュースレター

AUSTRAC(豪州取引報告分析センター)を含むパートナーと連携して活動し、税犯罪を対処するより効率的なアプローチを主導する ASIC と ATO の情報共有及び分析を改善することが可能となる新しい法律が導入される予定であると述べている。

つい先週公表された納税者に対する 4 つの注意喚起事項(過少資本税制、昨年法制化された多国籍企業租税回避防止規定の導入、関連会社間での通貨スワップに関するアレンジメント、クロスボーダーのリースアレンジメント)から明らかのように、ATO が国際的な税務リスクに非常に注目しているタイミングで今回の資金増加が行われている。

12. 税制改正案の今後

ターンブル首相が連邦総督に両院解散を向こう一週間以内に嘆願することが予測されており、2016 年 7 月 2 日に総選挙が実施される可能性が高まっている。選挙がある年の予算案で発表される改正案の法制化は複雑化する傾向にあるが、今年に関しては予算案発表後、短期間で総選挙になる可能性がある為、法制化への流れが更に複雑となる。特に今年度予算案にて発表された重要な税制改正案の数多くが議会の解散前に法制化されない為、本予算案は事実上、現政権によるマニフェストを意味することになる。

税制改正案は今後の総選挙の結果に大きく影響を受けることから、二大政党にて今日までに発表されている、スーパーアニュエーションを含めた税制改正案の比較表は下記の通りとなる。2016 年 5 月 5 日から開始される野党との討論を受け、総選挙までの間、今後更に様々な改正案が発表されることが予測される。

対象項目	連立政権による改正案	労働党による改正案
法人税率	<p>全ての法人を対象に今後 10 年間で法人税率を 25%まで段階的に引き下げる。</p> <p>年間合計売上高 10 百万ドル未満の小規模事業は低税率の恩恵を受けることができる。</p>	<p>正式な改正案は発表されていない。</p> <p>労働党は以前、法人税率引き下げを支持していたが、大企業に対する税率引き下げに関しては支持しない方向。</p>
個人所得税率	<p>名目所得の増加に伴う税負担を考慮し、37%の税率が適用される課税所得レンジが 8 万ドル超から 8 万 7 千ドル超へ増額。</p> <p>非法人の小規模事業に対する減税は今後 10 年間で段階的に増額。</p>	<p>改正案の発表は行われていないが、現政権による時限的財政再建税の撤廃を批判。</p>
GST	<p>GST 税率等の基本ルールは現行を維持する一方、低価格輸入品目への GST 課税を検討。</p>	<p>正式な改正案の発表はないが、GST ルールの改正は行わないことを示唆。</p>
多国籍企業の租税回避/透明性/移転価格	<p>迂回利益税(DP T)の導入により、オーストラリアからの意図的な利益移転は 40%にて課税。</p> <p>移転価格ルールの変更を行い OECD 推奨の BEPS(税源浸食と利益移転)対応を実施。</p>	<p>オーストラリアにて多国籍企業が所得控除可能としている負債利子の限度額に関して、対象となる企業の全世界オペレーションに占める負債比率へと過少資本ルールを変更。</p> <p>オーストラリアにおけるハイブリット事業体とハイブリット金融商品の税制措置に関し、企業が二か国以上で非</p>

Provocative thought

PwC Australia 日本語ニュースレター

OECD の BEPS 対応を導入することで、税制委員会からの提言にあるハイブリット・ミスマッチ効果の無効化。

ATO への情報開示が正しく行われなかった大企業に対するペナルティ一額の拡充(現行の 100 倍)

新規租税回避特別委員会(Tax Avoidance Taskforce)設立に伴い ATO への追加資金の投入および、富裕層による租税回避の取締り強化。

課税処理または所得控除をおこなう機会を減少させるため、オーストラリア国外の税制と取扱いを一致させることを示唆。

多国籍企業の利益移転の取締り強化を目的とした ATO に対する追加資金の投入。

国別報告書(Country-By-Country report)未提出の大企業に対するペナルティ一額の拡充。(現行ペナルティ一金額の 50 倍)

ATO による、大手非上場企業に関する税務情報の公開対象とする 1 億ドルの条件を改めて導入。

オーストラリアの法人、信託及びその他の事業形態の実質所有者に関して、公的にアクセス可能なデータベースの構築。

スーパーアニュエーション

追加拠出税 15%の適用対象となる高額所得者の年間所得基準を 30 万ドルから 25 万ドルへ減額。

税優遇措置対象となる引き出し時の年金残高上限を 160 万ドルに定める。

所得控除となる拠出額の上限を 2 万 5 千ドルへ減額。

所得控除の対象とされていた個人納税者による拠出に関する 10%ルールの廃止。

優遇措置の対象とならない拠出額の上限を生涯 50 万ドルとする。

年金拠出目的における就労資格の年齢制限を変更。

低所得配偶者に対する拠出における納税者本人の所得基準を増額。

低所得者のスーパーアニュエーション拠出額に対する減税ルールの導入。

追加拠出税 15%の適用対象となる高額所得者の年間所得基準を 30 万ドルから 25 万ドルへ減額。

年金所得が年間 7 万 5 千ドルを超える場合に対する 15%での課税。

退職収入アレンジメントへの移行に関するルールの変更。

退職年金支払いに伴う課税ルールの変更。

優遇措置(Anti-detriment payments)の廃止

タバコ税	2017年9月1日から4年間にわたり毎年12.5%ずつ増税。	2017年9月1日から4年間にわたり毎年12.5%ずつ増税。
キャピタルゲイン税	変更なし。	2017年7月1日以降購入された全ての資産に対するキャピタルゲイン課税対象額の割引率を25%へ引き下げる。
ネガティブギアリング	変更なし。	2017年7月1日より、ネガティブギアリングは新築住宅のみへの適用に限定する。
イノベーション	<p>国家イノベーション科学アジェンダでは以下の税関連の改正案が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none">20万ドルを上限とした投資額に対する20%の税控除や、1年以上、10年未満の期間保有された投資事業の売却益に対するCGT課税の免除といった、イノベーション新規事業立ち上げをサポートする投資家に対する税優遇措置。*法人税繰越欠損金適用条件である「同一事業テスト(same business test)」を「同種事業テスト(predominantly similar business test)」へ緩和。「Early Stage Venture Capital Limited Partnerships」における合弁事業パートナーに対する10%税控除を含めた「Venture Capital Limited Partnerships」に関する改正。*減価償却時における無形資産の耐用年数に関し自己判断が可能となる。	<p>「Australian Angel Investment Scheme」と呼ばれるスキームを導入することで以下の改正案を検討。</p> <ul style="list-style-type: none">年間20万ドルを上限とした投資額に対し、50%の所得控除適用を可能とする。20万ドルの上限を満たさない年度における減税措置の繰越し。3年間以上保有した新規ベンチャー事業への資本投資に対するキャピタルゲイン課税の免除。当該スキームにおける投資の結果発生した損失額を、給与所得から控除することを可能とする。直近のキャピタルゲインを基に新規ベンチャー事業へ直接投資した場合、投資に対するキャピタルゲイン課税を繰り延べる。

*Note: This measure is already before Parliament.

Provocative thought

PwC Australia 日本語ニュースレター

今年度予算案での発表内容および上述の改正案の他、連邦政府が取り組んで来た税制改正案には以下が含まれる。

- 税務長官への法的な救済権限の付与。同法案は2016年4月15日の国会にて審議されていたが、現在承認はされていない。
- 2015年11月12日に署名されたオーストラリアとドイツ間での新しい租税条約の発効。
- ビットコインを含めた電子通貨に関するGST法の改正。同改正案に対する審議が開始される旨のディスカッションペーパーは本予算案発表日に発行されている。

今年度の予算案では成長と公平性に的を絞った様々な改正案が発表されたが、包括的な税制改正案までは至っていないことから、消費と投資において、州税と連邦税がそれぞれ最適な形で且つオーストラリア国内にて課税されるよう、本当の意味での税制改革に関して両政党が改めて審議を行うことを期待する。

PwC AustraliaのJapan Service Desk

PwCは、豪州国内企業及びグローバルに展開する国際的企業に対して、会計監査や税務/法務アドバイス、M&Aアドバイス等の専門的業務を提供する、豪州国内および世界最大規模のプロフェッショナルサービス組織です。

PwC Australia Japan Service Deskは、オーストラリアや太平洋地域等で事業・投資活動を行っている日系企業に対して、きめ細やかな専門的業務をご提供させて頂くことを目的に、日本人プロフェッショナルを中心としたメンバーによって構成されております。豪州および日本における会計・税務面等での専門的知識および実務経験、両国における商慣習及び文化的側面に関する深い理解をフルに活用し、意思疎通を含めた多様な局面における業務の提供に従事させていただいております。

画一的なサービスに留まらず、日本人プロフェッショナルによる業務コーディネイトの下、経験豊かなメンバーがチームを組み、クライアントの皆様に最適な解決策をご提示できるように取り組んでおります。

日本のPwCグループ(あらた監査法人、京都監査法人、PwCコンサルティング合同会社、PwCアドバイザリー合同会社、PwC税理士法人)とは緊密な関係を築いており、人事交流やフレームワーク/業務ツールの共有化等を通じて、高いレベルでのサービス品質の標準化を行っております。日系企業のグローバル展開の際には、日本及び豪州の双方の専門家チームがシームレスに連携してご支援させて頂くことを通し、複雑性の高い案件にも柔軟に対応できる仕組みを構築しております。

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、PricewaterhouseCoopers、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2016 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. PwC refers to the Australian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

PwC Australia helps organisations and individuals create the value they're looking for. We're a member firm of network of firms in 157 countries with more than 184,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory, tax & legal, and private clients services.

Provocative thought

PwC Australia 日本語ニュースレター

拠点	下記連絡先までお気軽にご相談ください		
シドニー事務所 Darling Park Tower 2 201 Sussex Street Sydney, NSW 2000	Assurance (会計監査/内部統制等)		
	パートナー/JSD責任者 Jason Hayes +61 (2) 8266 5208 jason.hayes@au.pwc.com	マネージャー 原澤 哲史 +61 (2) 8266 3602 tetsufumia.harasawa@au.pwc.com	マネージャー 江川 竜平 +61 (2) 8266 0231 ryohei.a.ekawa@au.pwc.com
	シニア アカウンタント 比佐 進一郎 +61 (2) 8266 3284 shinichiro.a.hisa@au.pwc.com	シニア アカウンタント 細田 友貴子 +61 (2) 8266 3153 yukiko.a.yosoda@au.pwc.com	シニア アカウンタント 神林 徹 +61 (2) 8266 4635 toru.a.kambayashi@au.pwc.com
	Tax and Legal Services (税務・法務関連業務)		
	プリンシパル 田中 直人 +61 (2) 8266 7348 naoto.tanaka@au.pwc.com	シニア コンサルタント 田村 りか +61 (2) 8266 1639 rika.tamura@au.pwc.com	プラクティス アシスタント 藤田 聡子 +61 (2) 8266 2874 satoko.fujita@au.pwc.com
メルボルン事務所 Freshwater Place Level 19 2 Southbank Boulevard Southbank, VIC 3006	Assurance (会計監査/内部統制等)		
	マネージャー 田中 雄一 +61 (3) 8603 1005 yuichi.a.tanaka@au.pwc.com	アカウント 高橋 優忠 +61 (3) 8603 1407 yutaj.takahashi@au.pwc.com	
	Tax and Legal Services (税務・法務関連業務)		
	ディレクター 神山 雅央 +61 (3) 8603 4383 masao.kamiyama@au.pwc.com	マネージャー 嶋田 航一朗 +61 (3) 8603 5186 koichiro.a.shimada@au.pwc.com	マネージャー 湯口 浩美 +61 (3) 8603 5734 hiromi.yuguchi@au.pwc.com
	シニア コンサルタント 西田 恵 +61 (3) 8603 0523 kei.nishida@au.pwc.com	コンサルタント 小島 真未 +61 (3) 8603 0794 mami.a.kojima@au.pwc.com	コンサルタント 濃添 博紀 +61 (3) 8603 1533 hiroki.nozoe@au.pwc.com
パース事務所 Level 15/125 St Georges Terrace Perth, WA 6000	Assurance (会計監査/内部統制等) / Tax and Legal Services (税務・法務関連業務)		
	マネージャー 増田 高志 +61 (8) 9238 3190 takashi.a.masuda@au.pwc.com	ディレクター 神山 雅央 (兼任) +61 (3) 8603 4383 masao.kamiyama@au.pwc.com	マネージャー 嶋田 航一朗 (兼任) +61 (3) 8603 5186 koichiro.a.shimada@au.pwc.com
	Tax and Legal Services (税務・法務関連業務) / Advisory (ディール・アドバイザー)		
ブリスベン事務所 Riverside Centre Level 15 123 Eagle Street Brisbane, QLD 4000	マネージャー 寺崎 信裕 +61 (7) 3257 8240 nobu.terasaki@au.pwc.com	シニア・コンサルタント 吉村 翔 +61 (7) 3257 5474 sho.a.yoshimura@au.pwc.com	